

第26期 第1回埼玉県社会福祉審議会 議事録

◆日時

令和2年12月23日（水）10時00分～12時00分

◆場所

埼玉会館2階ラウンジ

◆出席者

（委員）

岡村委員、吉良委員、日下部委員、辻委員、横川委員、上木委員、
神戸委員、酒井委員、橋爪委員、花俣委員、日野原委員、朝日委員、
石渡委員、柿沼委員、藤本委員、森委員

（県）

山崎部長、沢辺副部長、金子地域包括ケア局長、西村福祉政策課長、
和泉社会福祉課長、村瀬障害者福祉推進課長、黨障害者支援課長、
渡辺福祉監査課長、藤岡地域包括ケア課長、岸田高齢者福祉課長、
岸田少子政策課長、岩崎こども安全課長、鈴木児童虐待対策幹、
番場疾病対策課長、阿部人権教育課長、田中生徒指導課主幹

1 開会

2 挨拶

3 出席者紹介

4 委員長の選出

委員の互選により朝日委員を委員長に選出

5 会議の公開について

公開、傍聴人なし

6 副委員長の指名

石渡委員を指名

7 議事録署名委員の指名

神戸委員、酒井委員を指名

8 専門分科会委員及び審査部会委員の指名

「民生委員審査専門分科会委員」及び「身体障害者福祉専門分科会指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）等審査部会委員」を指名

9 議題

令和2年度策定予定の福祉関係の各計画について

- (1) 第6期埼玉県地域福祉支援計画骨子（案）について
- (2) 第8期埼玉県高齢者支援計画骨子（案）について
- (3) 第6期埼玉県障害者支援計画骨子（案）について
- (4) 埼玉県ケアラー支援計画骨子（案）について
- (5) 埼玉県認知症施策推進計画骨子（案）について
- (6) 埼玉県再犯防止推進計画骨子（案）について

【資料1～7に基づき事務局説明】

（朝日委員長）

どうもありがとうございました。全体像と6つの計画について順次御説明をいただきました。

それでは、委員の皆様から御意見などを頂戴したいと思います。できるだけ委員の皆様等に等しく発言の機会が回るように努めてまいりたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いしたいと思います。では、吉良委員お願いいたします。

（吉良委員）

それでは質問させていただきます。私はケアラー支援計画について質問をさせていただきます。

まず、この計画がケアラーの支援策になっているかどうか、これが非常に重要だと思っています。つまりケアラー視点の施策であるかどうかです。これまで、ほとんどの施策が被介護者を対象とするものであったかと思いますが、この計画がケアラーを支援するという視点になっているかが重要だと思っています。行政ではさまざまな施策に取り組んでいる中で、例えばケア全体、あるいは被介護者への支援がケアラーへの支援にもつながるといえることになると、結果的に今までの施策とあまり変わらなくなるということもありますので、あくまでもケアラーへの支援であるということを確認させていただきたいと思っています。

もう一つの質問は、支援の規模に関して聞きたいのですが、現場の視点からすると、いわゆるケアラー支援に関する独自の新規の支援策というのは、どのくらい予算化されて支援してもらえるのか気になると思います。令和3年度からの計画なので、予算額までは聞きませんが、ある程度この計画を実施するに当たって、予算の規模感をどのようにイメージしているのか伺います。

最後に、地域包括ケア課長からの説明で、「社会全体で」という話がありました。部長からの冒頭の挨拶にもありましたとおり、ケアラー支援条例がこの計画の背景にあって、なおかつ社会全体で支援するという理念だと思いましたが、今回の審議会の資料は少ないように思います。社会全体で支援するとなると、さまざまな人たちの支援、協力が必要だと思えます。この後、1か月間程度県民コメントを実施すると思えますが、どこまで公表する予定なのか、計画全体を出して県民コメントをいただくのか、確認をさせていただきたいと思えます。以上3点です。よろしく願います。

(朝日委員長)

ありがとうございました。

ケアラー支援計画の御発言でございましたので、もし関連する御発言があれば承りまして、その後事務局から適宜回答をお願いしたいと思えます。

では、柿沼委員、よろしく願います。

(柿沼委員)

ケアラー関連ということですので、そこに特化して伺います。介護者・ケアラーへの支援は今までも実施していると思えますので、それを充実していくと思っておりますけれど、ヤングケアラーという高校生や学齢期にあるような子供たちが、祖父母や親を介護しなければならない状況がかなり見受けられるようですが、家庭内のことなので、なかなか顕在化しにくいと思えます。

そこで学校との連携で、例えば、学校の先生が日常の中から、この子は虐待などが考えられ、追い詰められている状況であるとか、また資料5「埼玉県ケアラー支援計画」の2ページ「2(2)ヤングケアラーに必要と思われる支援」を見ても非常に孤立した状況が伺えるのですが、そのようなところを県として、市町村もなかなか独自でここに関われる力はまだ持っていないと思えますので、市町村ごとの不均衡が出ないような支援が用意されているのか確認をさせていただきたいと思えます。

(朝日委員長)

ありがとうございます。ケアラー支援計画については、このあたりで1度よろしいでしょうか。それでは、石渡副委員長から願います。

(石渡副委員長)

柿沼委員の御意見とも関わりますが、今日の新聞でも、この埼玉の調査結果が紹介されており、都内の高校2年生のお母さんがDVを受け、虐待を受けていて貧困でもあるという例が紹介されていました。この県の調査結果では、ヤングケアラーの背景などについて調査をされているのか、もし情報があったら教えていただきたいと思えます。そこが明らかにならないとヤングケアラーへの支援は明確にならないかと思えます。

(朝日委員長)

ありがとうございます。

埼玉県がこのケアラー支援条例の取組を含めて、かなり先駆けということで関心も非常に高いと私も実感しているところでございます。

それでは、このケアラー支援計画がケアラー支援の視点になっているかどうか、また、予算・財政的な規模を含めて可能な限り教えていただきたいという御質問がありました。また、パブリックコメントを行う際に資料全体をどのように提示して意見を求めていくのか。

それから、ヤングケアラーについての教育との連携の部分及びヤングケアラーの背景のところの把握はどうなっているのかなど、事務局から簡潔に御説明いただいてよろしいでしょうか。

(地域包括ケア課長)

まず、吉良委員から御質問いただきましたケアラー支援計画が、ケアラー支援の視点になっているのかについてでございます。この点につきましては、先日第三回の有識者会議がございまして、そこでも大変議論になったところです。有識者会議では、ケアラーに対する直接の支援施策を打ち出していくべきであるという御意見とともに、ケアラーと介護される方の両方の支援を考えていくのが自然である。ケアラーと介護される方とは、まさに車の両輪であるという御意見が得られたところでございます。

県としてもケアラーに対する直接の支援策を打ち出したいと思う部分もございます。ただし、一方で介護される方の支援を考えないで、ケアラーの支援だけを独立して考えることはなかなか難しいと考えざるを得ないと思います。

2番目に御質問いただいた予算の規模感でございますが、御案内のとおり、今県では令和3年度の予算を策定中でございます。2月定例会にお諮りし、御議決いただいてから予算として成立いたしますので、この場で規模感を申し上げられる時期ではございません。ただし、ケアラー支援の視点を盛り込んだ施策を1つでも多く予算化しようと頑張っておりますので、皆様方の御支援をいただきたいと思います。

次に県民コメントでの資料の公表についてですが、計画全体という形でお示しいたします。本審議会の資料は、皆様方に簡潔に御説明を差し上げるため、骨子案をお示ししてありますが、県民コメントでは、計画の全体案をお示しして、県民の皆様方から広く御意見を賜りたいと思っております。それは各計画同じでございます。

次に柿沼委員からの御質問ですが、ヤングケアラーへの支援について、教育分野と福祉分野との連携、また市町村ごとに不均衡が出ないような支援をというお話でした。ヤングケアラーへの支援を強化するため、基本目標5として、「ヤングケアラー支援体制の構築・強化」を独立して1つの柱として据えました。ヤングケアラーについては今までなかなか表に出てこなかったということもありますの

で、県を上げて取り組まないといけないという考えに基づくものでございます。

まず、一番としては、教育機関等によるヤングケアラーへの支援体制の構築を掲げています。例えばヤングケアラーという存在自体が知られていないということもございますので、教職員の方等を対象とした研修などを通じて、まずは知っていただき、その後どう支援をしていけばいいのか、福祉の支援にどうつなげていったらいいのか、そういうことを含めた研修等を充実していきたいと思っております。

また、学校にはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどが配置されておりますので、これらの方々の活用とともに市町村が行う教育相談などの体制整備を支援するなど、教育相談の活動なども充実させて推進していきたいと思っております。

また、ヤングケアラーは学校の中の問題だけではもちろんございません。福祉部門と連携して支援ができるものにつなげていく必要があります。そうした体制を構築するということが求められております。それが基本目標5（2）としての「地域におけるヤングケアラー支援体制の構築」というところになります。こちらにつきましては、ヤングケアラーの適切な支援につなげるために、教育機関と福祉部門の連携が図られるように、まずは庁内で検討する場を設けていきたいと思っております。

そのほか、要保護児童対策地域協議会を通じて関係機関、団体等が連携して対応していくことも重要でございますので、さまざまな周知・理解の推進につなげていきたいと思っております。

続きまして、石渡副委員長からの御質問でございます。ヤングケアラーの背景につきまして今回の調査が及んでいるかでございます。今回の調査の中では、それぞれの背景まで、直接的にお聞きするものにはなっていません。ただし、学校や行政に求める支援、悩み、要望、感想などを自由意見として回答いただいているところがございます。例えば、「3か月間、母が重い病気で入院していたために、毎日往復2時間かけて見舞いに行っている」、「家事の6～7割を行っている」などを書いていただいたケースもございます。こうした御意見も大事にして今後の支援につなげていきたいと思っております。以上でございます。

（朝日委員長）

ありがとうございました。御質問いただいた方、よろしいですか。

（吉良委員）

一言だけ、いいですか。

最初のケアラーの視点という話ですが、ケアラーと介護される方と両方を見据えるというのはよく分かりますが、あくまでもケアラー支援計画ですので、少しブレることがないようにと申しますか、先ほどのヤングケアラーでもありますように、条例の中で理念にうたっているのは、個人を見ながら、さらに健康で文化的な生活を営めるようにとされているので、まさにケアラーやヤングケアラーの

生活まで見なければいけない。そうしたことが条例の理念だと思えます。そこはブレないようにしていただき、あくまでもケアラーの支援なんだ、ヤングケアラーの支援なんだというところを計画に落とし込んでいただきたいと思います。

次に予算の規模について、策定中ということで回答はありませんでしたが、調査をしっかり行い、実態は分かったけれども、お金がないから何もできませんでしたというのはあってはならないと思えます。しかも、全国初の条例ですので、国も調査を始めましたが、しっかり予算化というか、むしろ国からモデルとして見られる、そういった姿勢でやっていただきたいと思いますということを申し添えまして意見とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（朝日委員長）

ありがとうございました。それでは計画が実施される上での御意見ということで承っておきたいと思えます。花俣委員、よろしくお願いいたします。

（花俣委員）

認知症の人と家族の会の花俣でございます。まさに介護者家族の会の代表として、ここに座らせていただいております。

ケアラー支援条例の策定、中でもヤングケアラーに着目して実態調査を実施し、社会への認知がまず最初の取組ということ、このようなことを計画の中でうたっていたいただいたのは、大変大きな一歩が踏みだされたなと感じております。もちろんヤングケアラーについても大変重要なところではありますが、ケアラーの大半は高齢者、あるいは認知症の人を介護する方々だと思っています。

こういった方々がいまだに多くの困難と課題を抱えて、いまなお悲しい事件が増え続けているという実態もでございます。県からもお話がありましたように、介護者、要介護、被介護者また介護者の支援というのは、私たちの立ち位置からいうと、あくまでも車の両輪ということを常に考えながら活動しているところでもあります。強いて提案させていただくとすれば、相談支援体制の整備というところに関しましては、できれば介護者支援センターのようなものができることが理想だと考えております。例えば虐待防止に関しては「#7171」というワンストップの相談窓口を県が設置しています。高齢者の自動車運転に関しても警視庁が「#8080」という、アクセスしやすいワンストップの相談窓口を設置しました。誰もがアクセスしやすい相談窓口の設置に関しましても、御検討いただければと思えます。

資料2「地域福祉支援計画」の4ページ、2（6）にありますように、私たちが40年来求め続けてきました「認知症になっても安心して暮らせる社会の実現」、資料には「認知症になっても安心して暮らせる地域づくり」という文言が明記されております。大変ありがたいなと感じております。

また、来年1月には国会で認知症基本法の成立が期待されていますが、埼玉県においても今後一層の具体的な施策の策定、あるいはケアラー支援計画等を含めた認知症施策推進計画、それらのさらなる充実を求めていきたいと思っております。

大まかなところの感想ということになりますけど、私からの意見は以上になります。

(朝日委員長)

ありがとうございました。それでは、横川委員お願いいたします。

(横川委員)

まず、資料「地域福祉支援計画」の2ページの3「地域における取組の状況」ですが、ここに子ども食堂などの子供の居場所の数が非常に増えているという明らかな数字が出ていますが、取組の中でフードドライブやフードパントリー、こうした活動も行われており、また食品ロスについては環境部門で取組が行われています。こうした部門との連動をしっかりと行って、提供できる食品を定期的に確保し、また情報発信を行うことで、NPOや居場所づくりに協力いただいている方も非常にやりやすくなると思います。そのため、数だけでなく他部門との連動による事業の充実が非常に望まれると思いますが、取組状況について伺いたいと思います。

次に2点目として、資料4「障害者支援計画」の2ページの課題ですが、障害者への理解と差別解消が1番目に挙げられております。現在、施設の充実はされてきていると思いますが、一方で社会福祉の推進に一番欠かせないのが社会理解だと私は思います。先進国ですと子供の頃から、身体障害、精神障害を問わず、一緒に育む場、接する機会を充実させることで、大人になったときにも理解を持ったまま成長するという取組がされています。本県の取組の中でも、子供の頃から接点を持つ機会ということが非常に重要だと思います。障害をお持ちのお子さんの保護者の方からは、こうした機会を持っていただくことで子供が安心して社会に出ていける、このような取組を広報などを含めて積極的に取り組んでいただきたいという意見を聞いていますが、県の計画の中ではどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

最後に3点目、資料6「認知症施策推進計画」について、数字を見て驚いたのですが、若年性認知症の方が全国で3万5000人に対し、本県が2200人という数字は非常に多いと思いました。つまり全国に対しての本県の若年性認知症の割合は高いと思いますが、この要因について、また解消策がこの計画の中にあるのか伺いたいと思います。以上3点お願いいたします。

(朝日委員長)

ありがとうございました。この3点に関連する御発言があれば。それでは辻委員お願いします。その後、事務局から回答をお願いします。

(辻委員)

資料4「障害者支援計画」に関連してお伺いします。7ページ、Ⅶ 主な施策の4「共に育ち、共に学ぶ教育を推進する」というところで、いま横川委員も発

言われていましたが、子供の頃から共に過ごす、特に学校で共に育ち、共に学ぶということが、その後のさまざまな理解につながっていくと思っております。

資料には「共に学ぶ多様な環境づくり」ということが記載されていますが、ここを見ますと、通常学級ではないところで学んでいる児童・生徒が支援籍という形で、ある一定時間一緒に学ぶということの充実ということが記載されています。この支援籍はあくまで、もともとの教室、違う教室で学んでいる中で、時々一緒になるというものです。つまり分けた上で時々一緒になることが前提になっております。しかしそうではなく、通常学級で学んでいる障害のある児童・生徒もいるわけですから、通常学級で学んでいる児童・生徒をどのように支援していくのか、そうした視点がこの中には、少しないと感じました。学校のバリアフリー化というハード面では少しずつ考えられていると思いますが、この計画では見当たらないので、同じ教室で共に学ぶことへの支援について、どのように盛り込まれているのかをお聞かせいただければと思います。

(朝日委員長)

ありがとうございます。ほかにこの点についてございますでしょうか。

よろしければ、フードロス減少の取組との連動、それから社会の障害理解の推進及び教育の支援籍などのことも含めた観点。さらに若年性の認知症の割合が本県において高い背景などについて事務局から御説明をお願いしたいと思います。

(少子政策課長)

フードロスの観点からの御質問についてお答え申し上げます。

子ども食堂やフードパントリーでは、ひとり親家庭を中心に食材をお配りいただいていることもございますが、県の取組といたしましては、福祉部だけではなくなかできない部分について、他部局と連携を行っています。例えば、フードロス対策に取り組んでいる環境部の資源循環推進課と連携しています。県庁でもフードドライブに取り組み、県庁職員に参加してもらって恒常的に食品を集めているところです。また、県で用意している災害備蓄品は定期的に更新する必要があり、消費期限等が近くなってくると、入れ替える作業がございますが、それをフードパントリーなどにマッチングすることも行っております。

また、このコロナ禍で緊急事態宣言中、学校の休校に伴って給食がなくなり、その食材が余っているという状況がございましたので、教育部門とも連携いたしまして、フードバンク、フードパントリーにおつなぎしたということもございます。

そのほか県の他部局ではございませんが、企業でフードロスを減らすという観点から、またひとり親を応援したいという観点から、余剰の食材等を、かなり大型のものを御寄付いただけるようなこともございますので、県で積極的にフードパントリー団体などにマッチングを行って、フードロスの削減にも努めているところでございます。以上でございます。

（障害者福祉推進課長）

「障害者支援計画」関係の御質問にお答えします。

子供の頃から障害について接点を持つことは非常に大事だと考えております。そうした点を意識しまして、例えば障害当事者が学校等で子供たちに講演を行ったり、講師情報を提供するような仕組みを設けてまいりたいと思っております。

また、子供たちを対象とした手話教室やキャンペーンなどを通じ、子供たちが幼い頃から障害に対する理解を深められるような機会をつくること、何よりも子供の頃から障害児と健常児が共に学ぶ場を持つことが重要でありますので、教育局において支援籍など多様な学びの場を提供しまして、障害のある児童・生徒と、障害のない児童・生徒が共に学ぶような環境づくりというものを推進しているところでございます。

次に辻委員の御質問になりますけれども、いわゆる在籍する、学校以外で必要な学校活動を行う支援籍の話につきまして、特別支援学校等に在籍している子供が通常の学校に支援籍を置いて、時々訪問して共に学習活動を行うというケースもございませけれども、逆に通級指導教室という形で通常学級に在籍をしながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を行う学びの機会も現在提供しております。教育局としては、そうした共に学ぶ環境づくりというものを今後進めていくことを今回の計画にも盛り込みさせていただいているところでございます。以上でございます。

（地域包括ケア課長）

若年性認知症に関する御質問についてですが、本県での若年性認知症の方は推定で2200人と多くなっております。若年性認知症の推定発症年齢は平均51歳ですが、埼玉県は御案内のとおり若い県ということもあり、18歳以上65歳未満の方、いわゆる現役世代が多くなっております。若年性認知症の方の割合が全国的に見ても高いのはこうした背景かと思えます。その支援策でございますが、若年性認知症の方はその症状・進行具合などもそれぞれ人によって違うところもございませ。そのため県では、平成29年度から若年性認知症支援コーディネーターを配置しており、現在3名配置しております。特に令和元年度からは就労継続支援等についての取組も進めているところでございます。

また、先ほど申し上げたように、症状・進行具合も人それぞれでございませので、一概に就労が一番よい形とは言えない場合もございませ。そこで就労以外で活動できるような、いわゆる活動の場の拡大なども合わせて図っているところでございませ。具体的には、御本人同士が交流できるような場である若年性認知症カフェの増設なども検討して支援を行っているところでございませ。

合わせて若年性認知症コーディネーターは、就労継続支援や活動の場の拡大のほか、あらゆる相談に応じているところでございませ。認知症の関係の専門医から御紹介いただいて、コーディネーターが若年性認知症の方からの相談に応じたりしており、県としては、引き続き、きめ細かな支援を行っていきたいと思っ

おります。以上でございます。

(朝日委員長)

辻委員、どうぞ。

(辻委員)

質問の意図が伝わっていなかったかと思うので、もう一度質問しますが、私が聞いたのは、支援籍で通常学級と特別支援学級の子たちが時々交流するというのではなく、通常学級に在籍している障害のある児童・生徒を支えていくための支援が、ここには書いてないので、分けた上でどう交流するかは書いてありますが、一緒に教室で学ぶことについての施策は書かれてないので、これについては、どうでしょうかという質問でございます。

(朝日委員長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。言わば支援籍というのは特別支援学校等があって、その上で本来であれば、その地域でどこの学校に在籍しているかというところでの交流を図るところでありますけれども、そうでない場合、包含されている場合の対応という点では、何か計画の中で記述されているのかという御質問でよろしいでしょうか。

(辻委員)

はい。

(障害者福祉推進課長)

計画の中で現在予定している施策としては、先ほど申し上げましたような通級指導教室ということと、そうした多様な学びの場を提供して共に学ぶ環境づくりを推進していくことを計画に記載しています。

また児童・生徒の地域の方々に対する意識啓発や福祉活動への参加を支援して参加型福祉社会への実現を目指していくということが、この地域と交流という部分では記載する予定でございます。

(朝日委員長)

関連で、どうぞ横川委員お願いします。

(横川委員)

最後、端的にお話しします。さまざま御説明いただきましたが、最後に言い残したいこととして、6本全ての計画に共通していることはやはり社会理解の促進だと思います。そのため、そのメッセージ性を計画の中でしっかりと軸に置いて、強く色濃く埼玉県として出させていただく計画にさせていただきますとともに、市町村の、今日は首長の皆様もいらっしゃいますが、市町村との連携ももっと図りや

すくなると思います。ぜひ計画の中でメッセージ性を色濃く出していただきたいということをお願いいたします。

（朝日委員長）

ありがとうございました。それでは、日下部委員、岡村委員の順番でどうぞ御発言をお願いいたします。

（日下部委員）

資料3「高齢者支援計画」について、高齢者の足の確保についての記載がないと思いました。2の「地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進」に、「高齢者の住まいの充実」という項目が頭出しであります。ぜひここに高齢者の足の確保に関することを入れていただきたいと思います。免許を返納した後の高齢者の足の確保は非常に重要な問題で、私は病院で医者をやっておりますけれども、米寿の方がまだ車を運転していて、もうやめたほうがいいと思いますが、やめるには足がないとやめられません。食品はデリバリーサービスもありますが、病院と役所に行く場合が問題です。

私の地元さいたま市では、コミュニティーバスと乗合タクシーがありますが、非常に本数が少なく、1時間に1本ないという状況で、これを増やしてほしいと思いますが、予算の関係もありできない状況です。

私は病院をしていますので、病院が出しても構わないのですが、医師会がいい顔をしません。医師会に入っていない医療機関は送迎バスを回していて、医師会に入っているところではできない状況があります。お金を出さなくてもいいです。掛け声でいいです。今日、藤本市長、森町長もおられますけど、行政で送迎バスを推進することをうたってもらっただけでいいのですが、それはできないのでしょうか。基本的にはその2つです。高齢者支援計画に高齢者の足の確保という項目を頭出しで入れることができないのか、また行政として、民間業者、民間の病院でもいいですが、送迎バスを推進するということができないのか。この2点をお願いします。

（高齢者福祉課長）

高齢者の足の確保については、いまのところまだ頭出しはしてありませんが、生活支援体制を整備をしていくという項目があり、その中には高齢者の方が地域で住みやすいような体制を整備していくことが入っています。今後、足の確保をどのように打ち出していくのかについては、検討させていただきたいと思います。合わせて、民間事業者のことを計画に打ち出していくのは難しいと思うが、よく考えてさせていただきたいと思います。

（岡村委員）

資料7「再犯防止推進計画」についてですが、課題が5つあり、それに対する施策も5つありますが、この中に、犯罪を犯してしまった方の家族への支援が書

かれてないように感じました。少年の問題行動が多様化、深刻化しており、再犯者率が4割となると、家族の方々への支援、その家族の方々が専門的な知識を持つこと、薬物違反などは、専門的な知識が家族の方にはないと気付くのが遅くなり再犯に至ることもあると思います。

誰がいつ犯罪を犯すか分からないですし、環境によって犯罪を犯してしまう場合もあると思いますので、家族の支援が非常に必要だと私は思いますが、どのようなお考えかお聞かせいただけますでしょうか。

(社会福祉課長)

今回犯罪を犯した方が、また再び犯罪を犯すことがないように、いままで刑事施策でも、いろいろ手を打ってきましたが、やはり福祉的な支援が必要な方にサービスを提供していくという視点で、この計画が策定されているという背景もございます。当然、当事者の方への支援というのがありますが、その背景にあるもの、家庭環境や家族構成などもよく見ていかなければいけないという考えはございます。したがって福祉サービスを提供するに当たって、その当事者だけではなく、その家族についても、何か課題を抱えていたということも考えられますので、それも含めて包括的な支援になると思いますが、そうした視点も落とさないように事業を実施していきたいと考えております。以上です。

(藤本委員)

「障害者支援計画」について1点、「認知症推進計画」について1点、「再犯防止推進計画」で3点、「高齢者支援計画」関係で1点あります。質問と意見と両方ありますので、よろしくをお願いします。

まず「障害者支援計画」ですが、地域生活を充実して社会参加を支援することは国の方針でもありますし、地域の中で一緒に生活していくというのが大きな理念ではありますが、一方で親亡き後、障害者の親が高齢者になり、その後障害を持った子供、大人たちの行き場所がなくなることが、市町村では1番話題にされる場所です。

埼玉県では上田知事が昔、国の方針とは違うことになるけれど、そうは言っても入所施設は必要だという認識であったかと思います。しかし国の支援はありませんので、埼玉県の計画としては、入所施設等から地域生活への移行を進めることが記載されていますが、もう一方で親亡き後の入所施設並びにグループホーム等の整備も埼玉県として光を当てていきますという内容が入らないものでしょうか。所沢市はそれをやろうと思っていますが、それに対する支援はいただけないものか。これが1点です。

次に認知症の関係ですが、認知症カフェなど、様々なことに取り組んでいます。やはり地域の方がみんなでサポートをする際、こうしたら良いというものが分かるように、また支援する人であるサポーターも増やしていますので、この件について市町村への支援をさらに充実してもらいたい。これが1点です。

次に、再犯防止についてですが、まず犯罪する人については、犯罪を犯した後

帰る場所もない、家もない、働く場所もないからまたその後の再犯につながってしまうので、入所施設と申しますか社会へ出る間少しいただき、そこで準備をしてもらう施設を設置してほしいということを国はよく市町村に言われます。しかし、それはもう完全に迷惑施設で住民から反対されます。確か埼玉県で2か所ぐらい設置したと思いますが、このような施設について埼玉県として少し旗を振ることが必要だと思いましたが、何も書いてないので、そうしたお考えはないのか。ある程度、県が旗を振ることで、市町村は動きやすくなると思います。それが1点です。

次に薬物被害です。薬物をやった人は99%再犯するといえます。埼玉県にはダルクがあります。私が県議会議員のとき、ダルクの支援を何とかしたいと思っていました、いろいろ取り組んできましたが、うまく当てはまる支援策がありませんでした。薬物は再犯をしますので、ピアカウンセリングでいろいろ支援をしているところがありますので、ここにもう少し施策・事業に取り組み、これだけの補助ができるなど、何か生み出してもらえないでしょうか。これが1点です。

次に、犯罪する方ではなくて、されてしまった方々の被害者の会などの団体もあります。そのような団体に対し、以前は市町村から2万円の補助を受け、団体が活動できていた時代がありました。しかし補助金削減の流れでそのような補助はなくなってしまいました。所沢市にも1回来られたことがあります、団体の方から支援してもらえないでしょうか。「いままではみんな自動的に2万円ずつぐらい市町村が出してくれていたのが、それがもうゼロになってしまったんです」とお話しされていました。「はい」とは言えませんでした。被害者団体が、確か全市町村に支援を要望しているかと思いますが、その辺について現状はどうなっているのでしょうか。県もちょっと旗を振っていただければと思います。市町村が支援するようになど、位置付けをしてもらえたらと思います。

最後に「高齢者支援計画」ですが、これだけは所沢市の問題なので申し訳ないですけれども、設置許可を県が所管している有料老人ホームについてです。有料老人ホームの経営は利益が上がります。そうすると東京の人たちで、少しお金がある人たちはみんな埼玉県にやって来ます。そのときにアパートで空いているところがある市町村は、全部そこが有料老人ホームになっていく。半分は東京都の人で、もう半分が地元の人という感じになります。所沢市もそのような状況で、それはいいのかもしれませんが、介護保険料は3年に1回ずつ見直ししていますので、県が設置許可をする際に、市町村に相談や打診をしていただければいいですけど、そのようなことはないため、アパートの空き家だったところが、全部有料老人ホームに変わってしまい、介護保険料の考え方と齟齬が生じるところがあります。特に東京に近い市町村は同じような状況かと思いますが、市町村とうまく連携を取っていただけないかと、これは要望であります。以上です。

(朝日委員長)

複数の支援計画について多様な観点から、ありがとうございます。今の御発言に関連する部分で何かございましたら、お願いいたします。酒井委員、お願い

します。

(酒井委員)

いまの藤本委員の御発言と私も少し重なるところがあるので意見を申し上げます。

障害を持った方たち、成人期の障害を持った方たちの親亡き後を心配されるというこの問題は、もう30～40年前も今もそれほど変わらないという実感があります。これにどう応えていくかは、この分野の大変大きな根本的なテーマですが、入所施設の問題はいろいろな意見があるので、いま私は述べませんが、現実的な施策として、やはりグループホームに入るといのは現実的な対応と思いますが、県南を中心に希望をしても入れないという状態が本当に長く続いております。実は昨日うちの法人で1つ空きが出て募集したところ、そこに17人希望者が来るといった状況でした。どうやって選考するかと、本当に頭を悩ませてしまいましたが、大変深刻です。したがって、グループホームを増やしていくという施策は本当に求められる重要な施策だと思います。しかし一方でここ最近、増やしていくための施策の一つとして、多様な主体の参入ということで、営利企業を中心にグループホームに参入してきていますが、質的に正直いって厳しいところもあります。権利侵害のような事案、県内で職員が逮捕されるというようなグループホームの不祥事も起きておりますので、数を増やすために、いろいろな主体を参入させればいいのかと云ったら、そういうことでもない。グループホームは非常に密室の空間になりやすく、権利侵害、虐待が一番起こりやすいと思いますので、数を増やしていくとともに、質を確保していくことが、グループホームに関しての、総合的な推進策が必要ではないかと考えます。

先ほどからケアラーのお話がずっと出ておりますが、障害を持った方たち、特に高齢の親御さんたちも膨大な数のケアラーだということを、ぜひ御認識していただきたいと思っております。以上です。

(朝日委員長)

ありがとうございました。それでは、御質問の部分と御要望、御意見かと思われましたので、特に御質問のところを端的に事務局から御回答いただければと思っております。

(障害者支援課長)

親亡き後の関係でございます。委員御発言のとおり、親亡き後を心配される方、御家族の方のお気持ちは県としても重く受けております。国は新しい入所施設を原則認めないという方向でございますので、県としては、計画的に入所施設を整備していくということは、なかなか計画に盛り込めないところがございますが、必要な入所施設は整備していくという方針でございます。施設整備には多額の費用がかかりますので、国庫補助が必要でございます。そこで国に対し強く入所施設の整備を要望してきたところでございまして、これまでも必要なものは国庫協

議を認められて、整備はできている状況でございます。親亡き後を見据えて、地域で暮らすことが困難な方の居場所を確保するために、入所施設の整備については、引き続き進めていきたいと考えております。

また、グループホームにつきましても県はこれまでも地域で暮らせる方の受け皿として重要なものと考えており整備を進めているところでございます。地域に偏在があるというお話もございますので、各市町村には県全体のグループホームの整備状況というものを示しまして、自分の地域がどの程度整備されているのかを把握して、整備を進めていただけるようなことを考えているところでございます。

さらに、質の問題ということもございました。確かに密室においては、権利侵害が起こりやすい状況もあるかと思えます。そこで県といたしましては、グループホームに対し虐待の防止、支援の仕方などの研修を実施いたしまして、あらためて質の向上を図っていききたいと考えております。以上でございます。

（社会福祉課長）

まず犯罪を犯した方の刑期を終えた後の住まいの確保についてでございます。確かにそういった施設を建てるに当たって、現在実施している施設のお話を伺いますと、建てる当時反対運動があったということで、大変御苦労されたというお話は聞いております。なかなか新規で施設を建てるというのは難しいかもしれませんが、例えばアパートを1部屋ずつ借り上げるなどもいま検討しているところでございます。

次に薬物の関係でございますが、薬物依存症やその家族の相談に応じるなど支援を行っている団体への支援ということも、いま関係課から提案されているところでございますので、確認をしていきたいと思えます。

また、被害者の会の関係ですが、申し訳ありませんが把握をしておりませんでした。そのような団体支援についても今後の課題と考えております。以上でございます。

（高齢者福祉課長）

有料老人ホームの関係でございますが、資料3「高齢者支援計画」の7ページ4（2）をご覧いただきたいと思えます。

こちらに「有料老人ホーム等の適切な運営の確保」という項目がございますが、実はここに、「市町村と連携して設置状況等の情報連携を強化し、サービスの質の確保を図るため、適切な指導を実施」という記載をさせていただいております。これは新しい記載でございますが、藤本委員がお話しされたような問題意識は県も持っていますので、今後、市町村との連携を強化して必要な指導をしていきたいと思っております。以上です。

（朝日委員長）

ありがとうございました。では日野原委員、よろしく願いいたします。

(日野原委員)

先ほど親のケア等のお話がありまして、それに関連してですが、我々相談支援専門員は、御本人の望む生活を地域の中でできるように、その人らしく生活できるようにというところを大事にしながら業務を行っております。

その中で資料4「障害者支援計画」のところにございます4ページ、大きい柱では「理解を深め、権利を護る」というところの、小さい柱の部分になりますが、「権利行使の支援」というものがございます。そこに関連してですが、権利行使という言葉が入っているというのは、すごくありがたいと思っております。その中で2017年だったと思いますが、意思決定支援ガイドラインが国から示されています。意思決定支援という部分を少し計画の中で考えていただくことができないかというところでは、「権利を護る」というところは大事な部分であると思いますが、「権利を行使する」というところでは、意思決定というところを支援していくのも、我々の役割になっておりますので、そういった視点も盛り込んでいただくことができないかというところがございます。よろしく願いいたします。

(朝日委員)

意思決定支援については、石渡副委員長がスペシャリストではございますが、御質問にお応えいただくということで、とどめさせていただきたいと思っております。

(障害者福祉推進課長)

権利行使の支援につきましては、成年後見制度のさらなる周知や市町村における後見人材の養成、体制整備の支援について盛り込んでいく予定でございます。

また意思決定支援について、直接的にこの計画で盛り込んでいくかについては、今後の課題として検討させていただきたいと思っております。

(朝日委員長)

ありがとうございました。時間がやってまいりました。意思決定支援のところに関連して、親亡き後という現実的な課題への向き合いと、親が健在な時から、自活して生活をしたいという思いにも対応していくということが大切であるということをお話を伺って感じました。

時間の関係と申しますか、私の進行が悪くて必ずしも全員の方に御発言いただけなかったことをお詫びしたいと思います。

その上で、本日6つの計画を議論しましたが、その関係性を考えていきますと、例えば、先ほどケアラー支援計画についても、関連するいろいろな支援が見込まれる中で、ケアラーに焦点を当てた支援の必要性のような新しい基軸が出てきたものと思っております。

これから県民の意見を伺う、パブリックコメントが始まりますが、この6つの計画が「よそ事」ではなくて「我が計画」として、どれだけ県民の方に浸透していくのか、さきほどメッセージというお話もありましたけれども、その辺りをぜひ

ひ、「6つ計画があります」ということではなく、これらが複合的に関与しながら相乗効果を上げていかないと埼玉の福祉は進まないということを強く感じましたので、皆様方の御意見を伺いながら、簡単に委員長としてまとめさせていただきました。

多くの御意見をいただきましたので、; ぜひ計画案をそのような観点から、さらにまとめていただければということで終了したいと思います。

事務局には、繰り返しになりますけども、本日の御意見等を踏まえて計画の策定及び実施に努めていただきたいと思います。

それでは以上をもちまして本日の審議会は終了とさせていただきますと思います。

(終了)